

## 屋号のない口座を開設される個人事業主のお客さまへのお願い

株式会社 常陽銀行

金融機関には法令等により「口座開設時の手続きの厳格化」が求められています。

このような背景から、当行において新たに普通預金口座開設を希望される個人事業主のお客さまに下記をお願いをしております。お客さまには、ご不便・お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 口座開設申込時にご記入いただく書類(※1)

- (1) 総合口座・普通預金申込書
- (2) 取引時確認書（個人用）
- (3) 特定取引を行う者の届出書（個人のお客さま用）
- (4) 暗証番号届出書(カード発行希望の場合)

(※1)店頭においてタブレット端末で手続する場合は記入不要です。

#### 2. 口座開設時にご準備いただく資料(※2)

- (1) ご本人の「公的な本人確認書類」
- (2) 代理人の「公的な本人確認書類」(代理人がいる場合)
- (3) 在留カード(日本国籍以外の方の場合)

(※2)いずれの書類も、原則として原本をご用意ください。

#### 3. ご留意事項

お申込みの際、事業内容や口座開設後に予定する銀行取引内容などについて、お伺いします。必要に応じて、個人事業の開業・廃業等届出書、確定申告書ならびに行政機関等の許認可、届出・登録等が確認できる書類など事業に関する確認資料のご提示をお願いすることがあります。

また、場合によっては、事業所などの所在地への訪問をお願いすることがあります。

その場合、お申込みから口座開設まで、最長 10 営業日程度のお時間をいただきます。

審査の結果、口座開設をお断りすることがあります。その場合、ご提出いただいた書類等はご返却いたしません。

以 上